

均等の第1要件の発明の貢献の程度についての判断が示された事例 —携帯端末サービスシステム事件

知財高裁平成30年6月19日判決
(平成29年(ネ)第10096号損害賠償請求控訴事件)

知的財産法研究会
弁護士・弁理士 辻村 和彦

第1 事案の概要

- 1 本件は、発明の名称を「携帯端末サービスシステム」とする特許第4547077号の特許権（本件特許権）を有する控訴人が、被告システムを作成、使用している被控訴人に対し、被告システムが本件特許の請求項1記載の発明（本件発明）の技術的範囲に属し、被控訴人の上記行為は本件特許権を侵害すると主張して、民法703条に基づく不当利得の返還として、実施料相当額40億円の一部である10万円及びこれに対する平成28年11月15日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。
- 2 原審の東京地判平成29年10月30日（裁判所ホームページ）は、被告システムはいずれも文言上本件発明の技術的範囲に属さず、本件発明と均等なものとしてその技術的範囲に属するということもできないとして、控訴人の請求を棄却した。本件判決の結論も控訴棄却であり、控訴人の請求を棄却している点では原審判決と異ならないが、均等の第1要件に関する判断枠組みにつき、若干ニュアンスを異にしているように思われるため、以下に検討する。

第2 本件発明について

1 本件発明の課題

本件発明は、携帯端末の表示部（携帯電話の表示画面）に気に入ったキャラクターを表示させることができる携帯端末サービスシステムに関するものである。同分野の従来技術としては、あらかじめ携帯端末自体のメモリーに保存してある複数のキャラクター画像情報から、気に入ったものを選択して、その携帯端末の表示部に表示することができるものなどが知られているが（【0002】）、同従来技術には以下のような問題があるとされる（【0003】）。

- ① 携帯端末自体のメモリーに保存されたキャラクター画像情報のなかから気に入ったものを選択すると、メモリーに保存できる情報量に限りがあるため、キャラクター選択にあまり幅がなく、ある程度すると飽きてしまい、ユーザーに十分な満足感を与え得るものではなかった。
- ② サービス提供者にとっても、携帯端末自体にキャラクター画像情報を保存すると、キャラクター画像情報を更新するには、携帯端末自体を改めて販売するしかないが、携帯端末はそのままでキャラクター画像情報のみを更新したものでは、あまり買い手がないため、携帯端末自体も新規な機能を有するものを開発せざるをえず、キャラクター画像情報により効率良く利益を得るのは困難であった。

本件発明の目的は、上記の課題に鑑み、ユーザーが十分な満足感を得ることができ、且つ、サービス提供者は利益を得ることができる携帯端末サービスシステムを提供するところにあるとされる（【0004】）。

2 本件発明の内容

- (1) 本件発明を構成要件に分説すると以下のとおりである。
 - A 表示部と、電話回線網への通信手段とを備える携帯端末から、前記電話回線網に接続されたデータベースにアクセスすることによって、
 - B 前記データベースに用意された複数のキャラクターから、表示部に表示すべき気に入ったキャラクターを決定し、その決定したキャラクターを前記表示部にて表示自在となるように構成してある携帯端末サービスシステムであって、
 - C その決定したキャラクターに応じた情報提供料を通信料に加算する課金手段を備え、 D 前記キャラクターが、複数のパーツを組み合わせて形成するように構成してあり、
 - E 気に入ったキャラクターを決定するにあたって、前記データベースにアクセスすることによって、複数のパーツ毎に準備された複数のパターンから一つのパターンを選択することにより、少なくとも一つ以上のパーツを気に入ったパーツに決定し、複数のパーツを組み合わせて、気に入ったキャラクターを創作決定する創作決定手段を備え、
 - F 前記創作決定手段に、前記表示部に仮想モールド、基本パーツを組み合わせてなる基本キャラクターとを表示させ、
 - G 前記基本キャラクターが、前記仮想モールド中に設けられた店にて前記パーツを購入することにより、前記パーツ毎に準備された複数のパターンから一つのパターンを決定し、前記基本キャラクターを気に入ったキャラクターに着せ替える操作により、気に入ったキャラクターを創作決定する着せ替え部を備える
 - H 携帯端末サービスシステム。
- (2) 構成要件A及びBは、携帯電話が電話回線網を通じてデータベースに接続されており、当該データベースに用意された複数のキャラクターから選択されたキャラクターが携帯電話の表示画面に表示されるというサービスであることを意味している。構成要件Cは、同サービスにおける課金手段が、「決定したキャラクターに応じた情報提供料を通信料に加算する」方法によることを意味している。構成要件Dは、キャラクターが複数のパーツ（例えば、目や鼻のような身体の一部、服装など）の組み合わせで形成されていることを意味している。

また、構成要件EないしGは、全て「創作決定手段」によって、創作決定されるものである。本件発明においては、携帯電話の表示画面に表示されるキャラクターは、複数のパーツの組み合わせで構成されており、「創作決定手段」は、このパーツの組み合わせを選択することで、